

岡崎市食文化の継承及び振興に関する条例

本市には、八丁味噌や酒造りに代表される発酵食文化をはじめ、豊かな自然の恵みに支えられた多様な食文化が根付いている。市民の暮らしに溶け込み、地域の伝統や風習と深い結びつきを持って育まれた岡崎の食文化は、魅力ある郷土の形成と発展に大きく寄与してきた地域の資産である。

しかしながら、現代社会において食生活の多様化が進む中で、家庭や地域において郷土料理を食べる機会や、継承する機会が減少し、特色ある食文化の衰退が懸念される状況にある。

こうした環境の変化の中で、先人から受け継いだ岡崎の食文化を次世代に引き継ぐためには、地域社会全体で、岡崎の食文化を理解し、守り、伝えていくことが不可欠である。

ここに、地域における多様な主体の役割を明らかにし、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、岡崎の食文化の継承及び振興を図るため、市、市民、教育に携わる者及び事業者の役割を定め、もって岡崎の食文化の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、郷土の食習慣を築きながら発展を遂げてきた岡崎の食文化を次世代に引き継ぐ共有の資産であると認識し、市民・地域・教育機関・事業者・行政など幅広い関係者の相互理解のもとで岡崎の食文化を継承及び振興することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において「岡崎の食文化」とは、岡崎の食（農林水産物、酒類、菓子及び調味料で本市において生産、製造又は加工をされたもの並びにこれらを利用した料理をいう。）及びこれに係る製法、調理法、作法その他の食の様式に関する本市固有の文化をいう。

【解説】

この条例における岡崎の食文化についての定義を定めています。

・岡崎の食として、例えば、農林水産物として市内で生産される野菜、果物、米など、食品としては八丁味噌や日本酒などの発酵食品などが挙げられます。

・岡崎の食文化として、岡崎産八丁味噌の伝統的製法や、市民が豆味噌（赤味噌）を好んで食べる伝統、ナス・ニンジン・ネギなどの地元野菜を使い家庭や地域で様々な発展を遂げてきた煮味噌文化、いがまんじゅうを3月の桃の節句に食べる慣習などが挙げられます。

(市の役割)

第3条 市は、岡崎の食文化の情報の収集及び発信その他の岡崎の食文化の継承及び振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

・市の主な取組事例として、

(1) 地域などで受け継がれてきた岡崎の食文化に関する情報を調査収集し、その魅力や価値を子どもや若者を始めとする幅広い市民及び地域内外に発信する取組

(2) 子どもや若者を始めとする幅広い市民や来街者が岡崎の食文化に触れる機会を提供する取組

(3) 岡崎の食文化に関する多様な取組を、地域の活性化、産業の振興、食育の推進、市民の食生活改善や健康増進などにつなげる取組

以上のような取組に市の幅広い部署で取り組んでいくことを想定しています。

(市民の役割)

第4条 市民は、岡崎の食文化に関する理解を深めるとともに、家庭及び地域における活動において岡崎の食文化を取り入れる等、その普及に努めるものとする。

【解説】

・近年、食の選択の広がり、生活様式の多様化、地域コミュニティの低下などにより、岡崎の特色ある食文化の衰退が懸念されています。こうした中、市民の皆様には、日常生活や地域活動など様々な場面で岡崎の食文化に対する理解を深めていただくことに加え、家庭や地域で岡崎の食や食文化を取り入れていただくなど、その普及と継承のための積極的な参画を期待するものです。

・市内の各家庭、各地域では、それぞれ特色のある「食文化」が受け継がれています。食文化と親和性の高い祭り、伝統行事、慣習などを地域の大切な資産として再認識し、未来を担う子どもや若者に伝えていくことなど、より一層の取組を期待するものです。

(教育に携わる者の役割)

第5条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、岡崎の食文化が地域の資産であることを認識するとともに、子ども・若者の岡崎の食文化に関する理解を深めるための教育に努めるものとする。

【解説】

・岡崎の食文化を大切にし、次の世代に伝えていくためには、教育の役割が欠かせません。中でも、食文化の継承及び振興の担い手となる子ども及び若者の理解促進には、学校教育の一環として現在も積極的に行われている地域と連携した様々な学習や体験、学校給食の取組などが大きな役割を果たすものと考えます。

・社会教育や家庭教育の領域においても、市民が岡崎の特色ある食文化を知り、学び、体験し、関心を高め、理解が深まっていくことを期待するものです。

・教育分野における食文化の取組を支援するためには、岡崎の食文化に関する情報の収集及び効果的な提供が課題となります。

(事業者の役割)

第6条 岡崎の食文化に関わる事業者は、その事業に関する知識、技術又は技能の継承及び向上発展並びに人材の育成に努めるものとする。

【解説】

- ・地域の地理的条件や風土、歴史を反映した岡崎の食文化に関わる事業者に対し、それぞれの事業における伝統的な調理、農林水産物の生産や安全・安心な食の提供などの知識・技術・技能の継承や向上発展を促すことにより、新たな調理方法やメニューの開発に結びつくこと、また、未来の担い手の育成や発掘に努めることにより、市・市民・他の事業者などとの協力関係をより深化させ、岡崎の食文化の継承及び振興につながることを期待するものです。
- ・事業者が食文化やその価値を継承又は情報発信することに加えて、未来に向けて新たな食文化の創造・普及に挑戦していくことも岡崎の食文化を振興する上での重要な要素となります。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。